

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

				資料番号	4	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	41	不利益処 分の種類	職業訓練法人の設立認可の取 消し		
<p>(設立の認可の取消し)</p> <p>第四十一条 都道府県知事は、職業訓練法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>一 正当な理由がないのに一年以上認定職業訓練を行わないとき。</p> <p>二 その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当であると認められる場合においてその改善を期待することができないとき。</p>							